

聴覚障害者の人へのコミュニケーション支援として、10月から手話通訳者、要約筆記者の派遣を実施いたします。この事業は町からの委託により、社会福祉協議会が実施しますので、書類の申請等は社会福祉協議会(FAX 03-3164)宛となります。

●事業の対象者は、町内に住所を有し、次のいずれかに該当する人となります。

①身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定による身体障害者手帳の交付を受けている聴覚障害者

②聴覚障害者とのコミュニケーションを必要とする者

③その他町長が特に必要と認めたる者

●派遣地域は上三川町内を原則とします。(ただし町長が必要と認める場合は利用できます)なお、町外の利用の場合、手話通訳者等の交通費は利用者負担となります。

●利用料金は下記の表のとおりとなります。ただし、次のような利用の場合は無料となります。また生活保護世帯の人、町民税非課税世帯の人も無料となります。

①病院、薬局における利用
②学校(小・中・高、大学、専門学校)の行事、会議における利用

③幼稚園、保育所等(乳児を預かる施設を含む)の行事、会議における利用
④公的な書類申請のための利用(役場、税務署、消防署、県庁等)

⑤公的な相談における利用
⑥公的な会議における利用(主催者が公的機関であること)

⑦聴覚障害者が主催する事業
⑧その他町長が公的利用と認められたもの

手話通訳等利用料(手話通訳者等1人当たり)

利用時間	利用者負担額
2時間以内	200円
2時間を超え3時間以内	300円
3時間を超え4時間以内	400円
4時間を超え5時間以内	500円
5時間を超え6時間以内時間	600円
6時間を超える場合	700円

●次のような場合、コミュニケーション支援事業は利用できません

- ①営業等、商業目的又は営利目的の活動に関する場合
- ②通勤通学等、通年かつ長期にわたる場合
- ③政治団体や宗教団体が行う活動に関する場合
- ④社会通念上派遣することが適当でない場合

コミュニケーション支援事業の利用を希望される人は、制度の内容、申請書式等を掲載した「コミュニケーション支援事業の手引」をお送りしますので、左記へお申し込みください。

▼問い合わせ先 上三川町社会福祉協議会

FAX 03-3164 03-3166

住民票・印鑑証明書自動交付機の利用停止

11月11日(土)は、役場庁舎内の電気設備点検のため停電になりますので、住民票・印鑑証明自動交付機は、終日利用できません。ご理解とご協力をお願いいたします。

▼問い合わせ先

住民生活課 総合窓口係 ☎09125

